

## 四万十町教育委員会会議録（平成30年2月定例会）

1. 日 時 平成30年2月14日（水）9：05～12：20

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 3階 委員会室

### 3. 出席者

教 育 長 川上哲男  
教 育 委 員 宮崎正行 中屋建八 大村和志 岡林雅子  
事 務 局 教育次長 熊谷敏郎  
生涯学習課 課長 林 瑞穂  
学校教育課 課長 西谷典生 副課長 東 孝典  
教育政策監 青木和香  
教育研究所 所長 岡 澄子

### 4. 傍聴者

0名

### 5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（宮崎正行委員）

(4) 議題

①承認第 1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）

②議案第 1号 平成30年度教育委員会関係当初予算案について

③議案第 2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）

④議案第 3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑤議案第 4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）

⑥議案第 5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）

⑦議案第 6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑧議案第 7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）

⑨議案第 8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑩議案第 9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑪議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）

⑫議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑬議案第12号 四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について

⑭議案第13号 四万十町いじめ防止基本方針の改定について

(5) 協議事項

①携帯・スマホ・ゲームの「安心・安全な使い方」宣言について

(6) 報告事項

なし

(7) その他

①卒業式の参加について

②県立高等学校の再編と振興に関する地域会の報告について

## 6. 議 事

教育長 : それでは、議題に入る前に、承認第1号専決処分の承認について、それと議案第1号から第11号までにつきましては個人情報を含んだ案件であるため、会議は非公開にしたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 異議ないものと認めまして、承認第1号及び議案第1号から第11号までにつきましては非公開とさせていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、説明する。）

教育長 : 承認第1号 専決処分の承認について、区域外就学申請の承諾について説明がありました。このことについて、皆さんのほうで何かお聞きしたいことなどございませんか。よろしいですか。

それでは、承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）、は承認ということで決定をさせていただきます。

続いて、議案第1号 平成30年度教育委員会関係当初予算案について、説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第1号 平成30年度教育委員会関係当初予算案について、説明する。）

教育長 : 議案第1号 平成30年度教育委員会関係当初予算について、説明がありました。この件は議会審議に係る案件ということで非公開と執行させていただきました。この議案につきまして皆様方からご意見、また何かお聞きしたいことなどがありましたらお願いします。

宮崎委員 : 学校教育課の方の空調設備の件、前に説明をいただいたとは思いますが、小学校を一举に全部やるのか、順次なのか。

西谷学校教育課長 : 3年計画で、4校ずつという計画でやります。30年度は窪川地区で窪川小学校と東又小学校、それから大正は田野々小学校、十和は十川小学校です。人数と地域性を考えて、整備して、31年度については、学校の適正配置の関係も微妙に絡んできますので、まだ、あとの学校の方は決めかねているところです。

大村委員 : 外国青年招致事業でALTのプラス2名という数字の根拠をお願いします。

学校の方で来年度の英語の授業における時数から割り出したということなのか、そのあたりのことをお願いします。

西谷学校教育課長 : プラス35時間、70時間ありますので、それから割り出して、1日学校にいるという形をとって5人で何とか回していけるのではないかとということで、そういう形にさせていただきました。

大村委員 : 学校の方との協議はしていますか。

西谷学校教育課長： 細かい協議はしてないですが、時数で各学校に割り振っていくイメージで、窪川地区には3名、大正地区には2名常駐させまして、大正の方は十和・大正地区、一部窪川地区にも行ってもらいますが、3名は窪川地区を回るということで、結構、手厚く出来るような形にはなっています。

大村委員： 次に興津中学校の屋内体育館の件ですが、解体ということですが、今現在も使用不可という状態だというのは、現在は体育館で行うべきことは、どこでやってるんでしょうか。

西谷学校教育課長： 中学校の授業で体育館を使用する場合は、小学校へ行っていただいています。かなりひどい状況ということで、そのまま置いていても朽ち果てているようで、あまりにもみっともないですし、この際、一挙に解体を行うということです。

大村委員： 解体して、例えばそのまま、その学校が普通に存続していくと誰もが思っている中学校であれば、解体した後に新しい体育館が建つんだろうなという地域の人で見てるところが、解体というビジュアル的に店じまい的印象が出てきますよね。そのあたりの若干の心配をしながらお聞きをしていました。

西谷学校教育課長： 今も使っていないので、壊すというのを大前提でやっております。地元でも、一応、人数等を考えれば、小学校の体育を使わせていただければ十分ですので、ハードをもう一回やるという話は出来ませんので、それは説明したいと思います。

大村委員： 生涯学習課の方ですが、小鳩保育所の移転先というの、はっきりと決まってるから埋蔵発掘ということになるんですか。

林生涯学習課長： 今、想定しているのは、十川小・中学校の裏手の農地、田の部分です。

大村委員： それで、埋蔵文化財の発掘をしていくということになると、まず、そのときに立ち会っていく学芸員が必要なのではないかと思われるのですが、その手当てはどういう形になっていますか。

林生涯学習課長： 県の文化財課の方にもその点を相談しました。それと、埋蔵文化財センターという機関もありますが、なかなか埋蔵文化財センターについては、市町村の発掘調査までは行けないという返事でした。ただ、文化財課の埋蔵文化財担当の方が適宜、来ていただいて指導をしていただくというお話は来ています。

大村委員： 必要な時に来ていただくという形ですよ。これまで町内の埋蔵文化財の発掘というのはそういう形で行われてきたんでしょうか。

林生涯学習課長： 調査については、既に埋蔵文化財包蔵地である現地については試掘調査ということで、テストポイントで何カ所か掘ってます。その中でいろんな物も出てきた事実もあるんですけども、地面を掘って、現状を変える部分じゃないところはそのままでも基本的に構わないと考えています。基本的には、盛り土をしますので、盛り土をする部分については特に問題はないと考えています。現状の部分を変更するわけではないので、ただ、掘削をして、基礎を入れる部分、その部分については、文化財課から掘って、その部分だけ調査をするという方法で構わないのではないかとこの見解をもらっています。

大村委員： 保育所の工事を、そちら側に軸足を置いて考えれば、出土の調査というのは最小限の形で抑えるという見方は成り立つのだけれども、そこにあるかもしれない出土品が永久に埋まったままになってしまうという可能性を考えた時に、文化財的な立場から逆の見方ができるのかなと思います。そういう事も含めて、出来るだけ学芸員というのは発掘の場面では毎日いていただかないと、本来はいけないはずで、発掘調査に入る専門の土建業というのがあって、そういう人たちがやるわけですが、彼らはやは

り学芸員のここをやりますという計画に沿って掘るのみです。そこで、ここにあるかもしれないということを彼らも結構プロで、ここにあるかもしれないという事があっても、やはり指示がここだけということになると、掘れないという事態も出てくるといふ心配をしています。なんで、そういう心配をするかという、出土してきた物を町内施設でどうするかという問題が整っていないという状態です。文化施設の建設という計画は、あるけれども、計画段階で出土したものをどこで保管するかという、その辺の事もどのようなスケジュールで考えているのかをお聞きしたいと思います。

林生涯学習課長： 今まで十和地区でも様々な発掘調査をやっております。その中で駄馬崎遺跡であるとか、川口新階遺跡であるとか、そういうところから埋蔵文化財、主に縄文だと思えますけれども、出てきております。それについては、旧十和村では開発センターに展示をしているようなことをしてございましたけれども、今は、他の場所で保管をしているという状況になってます。十和で発掘された文化財については、十和の方で保管をしていくというのが現状ではベストではないかと思えますけれども、委員ご指摘のとおり、今後、それをまとめていくとか、そういうことについては、今、文化的施設検討会の中では出ておりませんので、当面は十和地区の今あるいろんな文化財、遺跡から発掘されたものを置いてるところに保管しながら、今後の方向性について決めて保管していくと、保管というか展示する場所ができれば展示していくという形になるかと思えます。

大村委員： その期間において保管できる条件が整っている場所がなかなかないというのが一番苦しいところですが、そこが、実はここでの発掘作業だけではなく、既に何年も前に出ている物についても保管が出来ていない状態ですよね。文化施設で確固たる保管場所が造られるまでに、臨時でも保管できるような形、それは場所なのか、システムなのか、例えば委託であったり、預ける形であったり、方法を講じて、四万十町で出てくる埋蔵文化財についての認識を高めていっておかないといけないのではないかという前提にあって、そういう話をさせてもらいました。非常に重要な文化財が放置されている状態でここまできている。もちろん発掘をしようというのは保育所の建設という、止むに止まれぬことがあつての発掘ですけども、それでも新たに発掘をして、新たな出土品が出てくると、それを臨時でも保管する場所は、いまだに整備されていないところの心配をしているところです。

林生涯学習課長： 委員おっしゃるとおりの現状です。窪川地区も未来館のほうに保管しており、大正地区は、民俗資料館と郷土資料館に分けて保管している状況です。そういう形で1か所にまとめるのがいいのか、それとも各地区で発掘された物は各地区に置くのがいいのかということも含めて、今後の検討会で話をしたいという認識はしております。

中屋委員： 50ページの19負担金の中の、土佐史談会に町内で入っている人はいますか。

林生涯学習課長： これについては、図書館の方で古文書を読む会とか、歴史のサークルがございますので、そういう中でいろんな活動をしていただいております。そういう活動も含めて土佐史談会ということです。

岡林委員： 小鳩保育所の改築問題ですが、小鳩保育所を訪れた時に、大変古い園舎で、本当に驚いたことでした。環境も子供の成長にとっては大事な事なので、今度、取り組んでくれる事は、本当に嬉しいです。それから、空調設備工事を伺いますが、ひかり保育所や、認定こども園たののなどの、新しく出来た保育所はどの教室にも空調があるんですけども、そうじゃない、公立保育所、民間保育所も低年齢の子供は、暑さ対策、熱中症対策でも必要があるという事で、付けていただいたんですけども、3歳4歳5

歳のクラスでまだ付いてないクラスもあるんですが、どういうふうに取り組んでいくか教えて下さい。

林生涯学習課長： それについては、12月補正予算で保育所の全保育室に設置する方向でいます。

岡林委員： 全保育室ですか。

林生涯学習課長： 保育所の保育室全てです。

岡林委員： ホールということではなかったですか。

林生涯学習課長： ホールにも付けますし、保育室、4、5歳児のお部屋にも付けていくという方向で予算化して、現在、取り組むということです。ただ、工事については年度末にかかりますので繰り越しということで、契約は今年度して、工事そのものは、6月までには終えて、快適な環境でお昼寝をしていただくように取り組むところです。

教育長： 小休といたします。

(小休止)

教育長： それでは、正常に復させていただきます、引き続き委員の皆様方から何かお聞きしたいことなどはございませんか。

大村委員： 放課後子ども教室推進事業費補助金ですが、興津を除く全小学校で実施となっております興津が除かれたのは、まだ予算が付かなかったということでしょうか。

林生涯学習課長： 表現が適切ではなかったかもしれません。興津をこちらから除いたわけではなくて、興津以外の学校で取り組んでいただくというところです。ただ、興津については、児童館がありまして、ある一定、その部分で補完されているところもあると認識しています。

大村委員： 児童館というのは、町内にどこに、どれぐらいあるのかを確認しておきたい。

林生涯学習課長： そういう意味での児童館というのは、興津だけだったと思います。ただ、大井川には隣保館があつて、そういう機能も一部あるのかなというところがあります。興津のように専門職員を配置してやっているというところではないです。あと、学童保育の部分では、うり坊クラブが窪川の小学校にはあります。

教育長： 他、委員の皆さん、よろしいですか。

宮崎委員： 確認ですが。放課後子ども教室設立は、どういう経緯で設立となったのかを簡単にお願いします。この委員会をつくるというふうに持ち掛けるわけではないんですよね。地元から要望があつて、いろいろな条件が整つてということですか。

林生涯学習課長： まず、大前提として保護者会というものをつくっていただいて、そこで運営していただくというのが大前提になります。それで、指導者であるとか、そういう方の手配であるとかも基本的にはその保護者の方で運営していただくというところです。ただ、経費については国の補助事業を受けて、町のほうで100パーセント負担してやっていくというところです。運営については、保護者会というところでやっていただく、そういう体制が整つて初めて放課後子ども教室というものが立ち上がるということになります。あと、指導員については2名以上、できれば3名以上という体制でやっていただくというところをお願いしています。

教育長： 他、委員の皆さん、よろしいですか。

それでは、議案第1号 平成30年度教育員会関係当初予算について、は承認ということでよろしいですか。

全委員： はい。

教育長 : 議案第1号 平成30年度教育員会関係当初予算については、承認ということで決定をさせていただきます。ここで休憩を取りたいと思います。

(休憩)

教育長 : それでは、休憩を解きまして会議を再開したいと思います。  
議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、を議題にしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、説明する。)

教育長 : 議案第2号につきまして、説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。何がございせんか。  
意見がございせんので、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、承認とさせていただきます。  
続いて、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第3号につきまして説明がありました。この件につきまして委員の皆さんの意見を求めます。何がございせんか。  
よろしいですか。それでは、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認ということで構いませんか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認ということで決定をさせていただきます。  
続いて、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第4号につきまして説明がありました。この件につきまして委員の皆様方のご意見を求めます。何がございせんか。  
それでは、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、承認ということで、皆さん、よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、は承認とさせていただきます。

続いて、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、説明する。)

教育長 : 議案第5号につきまして説明がありました。この件につきまして委員の皆さんの意見を求めます。ご意見はございませんか。

それでは、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)、は承認ということによろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●)について、は承認とさせていただきます。

続きまして、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ● ●●●)、説明する。)

教育長 : 議案第6号につきまして説明がありました。この件につきまして委員の皆さんのご意見を求めます。意見はございませんか。意見なしということでございます。議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認ということによろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認とさせていただきます。

続いて、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●● ●●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●●●)、説明する。)

教育長 : 議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●●●)、説明がありました。この件について委員の皆さんの意見を求めます。意見はございませんか。意見がございません。承認ということによろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●●●)、は承認とさせていただきます。

続きまして、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●●●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、説明する。)

教育長 : 議案第8号につきまして説明がありました。委員の皆さんの、この件につきまして、ご意見を求めます。意見はございませんか。

よろしいですか。それでは、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、ご意見がございません。承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)について、は承認とさせていただきます。

続いて、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、説明する。)

教育長 : 議案第9号につきまして説明がありました。この件につきまして委員の皆さんの意見を求めます。ご意見はございませんか。

よろしいですか。それでは、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認とさせていただきます。

続いて、議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ● ●●●)、説明する。)

教育長 : 議案第10号につきまして説明がありました。この件につきまして委員の皆さんの意見を求めます。ご意見はございませんか。

議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●●)、は承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●●)、は承認とさせていただきます。

続いて、議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ● ●●●)、説明する。)

教育長 : 小休といたします。

(小休止)

教育長 : 正常に復させていただきます。議案第11号の説明がありました。この件につきまして委員の皆さまのご意見を求めます。ご意見はございませんか。

よろしいですか。それでは、議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認ということによろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認ということにさせていただきます。

続きまして、議案第12号 四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について、これを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第12号 四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について、説明する。)

教育長 : 議案第12号につきまして、説明がありました。この件につきまして委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見はございませんか。

大村委員 : 現状に合わせていくということ、非常に重要なことであると思います。これは事務員の方の希望であるということでしょうが、実際は各教員の方々が記入することになるわけですので、書類が多過ぎる問題ということからすると、こちら側からももっと簡素にできるものであれば、そういう案も出しても構わないという姿勢が大事なのではないかなと思います。こちらから、もっと使いやすい書類、こうあればいいみたいな案があれば、どんどん出してもらおうような、こちらから促していくということは、山積み資料問題、書類問題からの脱却という意味ではいいのではないかなと思いました。

熊谷教育次長 : 事務改善、業務改善というのは進めていかなければなりませんので、今回もその一つとさせていただければいいわけですが、来年度においては、事務支援室という、事務の共同化を図ろうとしています。その中には本当にプロフェッショナルな目で、ここは改善したらいいですよというようなことを話し合っていて、どんどん、こういうのを出していただきたい。私たちは直接関わってないので、なかなか案が出にくいわけですので、そういうご意見も賜りながら、どんどんと出していきたいと思います。

大村委員 : そういう形で、こちらの側から、委員会の方から現場の方に、そういうふうに話して差し上げるということが、彼らの精神的な負担軽減につながるのではないかと、要するに、委員会の方も理解をしてくれているという認識をしてもらうことは必要だと思います。

熊谷教育次長 : 事務局としては常にそういう気持を持っているんですが、なかなか伝わりにくい部分もありますし、また、委員さんもそういうお考えであるということも事務員の皆さん、教職員に伝えて、また、こういう提案がありましたらご審議のほどよろしくお願い致します。

教育長 : 委員の皆さん、ご意見はございませんか。それでは、議案第12号 四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について、は決定とさせていただきます。小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、小休を解きまして正常とさせていただきます。  
議案第13号 四万十町いじめ防止基本方針の改定について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第13号 四万十町いじめ防止基本方針の改定について、説明する。)

教育長 : 議案第13号 四万十町いじめ防止基本方針の改定について、説明がありました。皆さんの意見を求めたいと思います。  
小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます、委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見  
ございませんか。

大村委員 : 四万十町いじめ調査から見える現状と課題というところで、これまで随分、踏み込んでいっているという姿勢が感じ取れて、さらに踏み込んでいただくといいかなと思っています。全体の中で、これは町がというよりも県もそうですけれども、文科省がいじめ問題についてどのように取り組んでいくかという事、それを受けて県がどう取り組んでいくか、さらにそれを受けて町がどう取り組んでいくかという取組そのものの基本的な方向性は非常に必要なことだと思います。全体的には、いじめは駄目なんだよという道徳観念の充実というところだと思うので、そここのところは車の両輪の片方としては、絶対に必要なところであるという事で、全部、非常に重要で必要なものであるという認識はあります。

もし、四万十町はオリジナルというか、独自にいじめ問題の最終的なもの、学術的な解明、どこまで解明されているかみたいなのところに独自に調査して踏み込んでいって、四万十町なりのオリジナルな現状認識というのを示していくということも、そういう活動も必要なのではないかというふうに思う点があります。

なかなか難しい問題なんですけれども、一つの象徴的な、そこを読み解くヒントとして自分なりに見つけているところを申しますと、県の25年度のはじめにのところもそうですし、29年度の改定されているところでもそうなんですけど、一番最初の「近年」という言葉が非常に僕は気になるんです。いじめによる重大事案が発生し、大きな社会問題となっているという現状認識を語るときには「近年」という言葉が当てはまらなくもないですけど、いじめの発生という事を見た時に、果たして、これは近年の事なのかというところがものすごく重要になってくると思うんです。

具体的ないじめの対応は以下のようなものがあるというところが、冷やかしゃ、からかいというところから始まって、八つの項目があるんですけども、この中で近年と

ということだけが当てはまるのは最後だけで、上の七つは昔からあるんです。つまり、これもいじめに当てはまるという解釈をし始めたのが近年ということですよ。ここを結構、現状認識としてすごく重要な事だと思っていて、この現状認識を誤ると、「しかしながら、本基本方針の策定以降、その解釈や適用の仕方等について関係者の認識や捉え方の違い」というところに結び付いていくんです。最初の始まりからの若干の綻びから少しずつ広がっていくという、マネジメントの鉄則として、現状認識を間違えると、当然、それに対する対処も間違ってしまうと、少しずつ綻びは広がっていくというマネジメントの鉄則あります。ここが少し、これからの課題かなと思います。子供のいじめ問題に当たっていく時に、今後の課題みたいな悠長なことは言ってもらえないんです。ただ、ここまで出来ているんだけど、これから、そののこのところを見ていく時には、そういう細かいところを見ていかないと現状認識を誤るというふうに思います。

特に、いじめの見取りについて、概念の把握の確認というところにも関わってくるし、一番顕著になってくるのが、一番最後の地域との連携が進んでいないというところだと思います。地域の人というのが、これに取り組んでいく時に、具体的ないじめの対応は以下のようなものであるというところを地域の方に説明した時に、こんな昔からやってるよねという、俺たちの頃はこういう事を気にしなかったとかという解釈が容易に想像出来るんです。そういった事態そのものが、僕は地域との連携が進まない可能性のある一番分かりやすい例だと思うんです。翻って一番最初に戻ると、「近年」という言葉の使い方というのに非常に気を付けないといけないのではないかと思います。逆に言うと、ここでしっかりとそういう認識を四万十町が、実はこれまでも人間社会にはあったと、ただ、それが、これまでは我慢をするとか、個人の捉え方であったりとか、そういう事に委ねてしまっていたところが、しかし、そうではないということが近年、解明されてきている。「近年」という言葉の使い方にする事によって、現状把握というのが本当の現状把握になっていくと思うんです。そうすると、その現状把握がしっかりしていくと、対処するところも結構ピンポイントでやっていけるのではないかと思います。

そうすると、今、事務局が調査されてる事、見え方も変わってくると思うんです。活用の仕方変わってくると思うんです。さらに、これが本当に、もっと使えるものになっていくという、そういう印象を持ったので、僕は四万十町としては、独自に、この現状認識というのを、脳科学で、なぜ、いじめは起こるのかみたいな、どういった脳の仕組みで起こるのかということが結構、解明されてきたりとかするので、そうすると、そこから実は、そういった行動というのは今、起こっていることであって、人間の脳の中では起こり得ると、そこから攻めていくと決して、近年じゃないということも分かってくる。そういう裏付けが出来ていくというか、そういう裏付けがある上での現状認識を四万十町のいじめ対策の現状認識としてプラスアルファしていくというのは、僕は非常に重要なことなんじゃないかなと思いました。

熊谷教育次長： 「近年」という言葉が、ちょっと引っ掛かるというようなこともあったと思いますが、もともと、いじめの基本方針の場合、先ほど申し上げました、法律があったわけで、法律が出来るときっかけとなったのは滋賀県大津市の平成23年の10月、中学校2年生の男子生徒が自殺するという痛ましい事件がありました。これがきっかけとなって法律が出来て、そして、法律を基に基本方針なるものを定めて、県も定めて、町も定めて、学校も定めるという流れとなっています。それを汲んで、「近年」のあとを見ると、い

じめによる重大な事案が発生し、という、その部分で近年という言葉を使っているのではないかと、思っているわけですが、当然、いじめは昔からあるわけなんで、そこはしっかりと捉えて、重大事件になる、それを防ごうとするのが基本方針であろうと思います。

先ほども話がありましたように、地域とのずれが、昔からあったと思います。そこはそうじゃないんですよ、今は「ささいな」から「いかなる」というふうに切り替えましたので、ちょっとしたことでも大事なことなんですよというような事を認識してもらわないといけないわけです。昔からあったんですけど、近年は重大な事案に発展している、そうならないために、昔からあった事もあえて載せて、新たなインターネット等も載せて、地域の皆さんも当然、私たちの、それから先生方も共に認識しましょうというものであると思っております。これを基にそういう啓発なりもしていきたいというふうに思っております。

大村委員： 文科省の流れというのは、一応、表向きはそういうふうなことではあるんですけども、大津のいじめ自殺の件から動きだして、それで「近年」という言葉が使われて、ここでの「近年」という使い方としてはそういう事でもいいんだけど、ただ、「近年」というものの使い方をもう少し独自に違う見方をしていく事によって、四万十町のもっと進んだ独自の見方という事に発展出来ていくと思われるということです。

それと、委員会という行政組織として、もう少し深く考えておかなければいけないことがあると思うんです。それは、この条例等が施行されていくきっかけというのが大津のいじめであったのはそうなんですけれども、実は大津のいじめの時に、ようやくという事で、実はもっと前に、例えば山形のマットぐるぐる巻き事件というものもありました。大河内君の問題もあったり、その時も言われてましたけれども、実はそれまでも、もっと昔から自殺をする子供がいて、それがいじめだったと断定できてなかったという、要するに、そこを疑う社会ではなかったという反省もずっと根強くあって、重大案件というのが近年では、実はないという、実はですね。ただ、教育委員会という行政組織的に、こう動かねばならないのではないかとこの社会の要請が非常に強くなってきたのが滋賀の時であったという、そういう「近年」という捉え方でないと、行政組織としては認識としてはちょっと甘くなってしまう恐れがある。

特に、それを考えておかなければ、なぜ、いけないかという、教育委員会法の改正もあれがきっかけで、教育長、教育委員長の二重権力の解消という事も、あれがきっかけで、それから、首長との懇談というのを義務付けられたというような事も、一連の教育委員会組織の変更というのも、そこがきっかけであって、あれは行政組織としても駄目なんじゃないのかという事になった案件でもあるわけです。教育委員会という行政組織はもう少し、いじめというのは根源的にどうなのかというところに踏み込んでいかなければいけないということを示されたというふうに、あの滋賀の事件を捉えるべきであるので、この「近年」というものの捉え方というのは非常に重要なところなんじゃないかなと思います。その正しい知識を我々も持って、正しい知識というは、どういう流れでこうなっていったかという事についても、そういう認識を持っていないといけないのではないかなと思います。

熊谷教育次長： 「近年」については、国の方針を参酌するわけですので、そのまま載せさせていただきたいんですが、まさに、いじめというもの、それから重大案件も今に始まったことじゃない、昔からあったということは、それに気づかなかっただけであって、あったということは承知しております。考えなければならぬということです。

先ほど事務局が説明しましたように、いじめの件数がゼロだったということが、そういうことです。それをいじめとカウントしてないわけですので。そこがきちんと1件、2件、そこもいじめなんだと疑うことが重要なんだということを事務局も言っていたと思います。まさに、そういう姿勢で、そういう認識で、まず、私たちよりも学校現場のほうが、これは把握してもらわないといけないわけです。地域もそうです。そこはまた、いろいろな研修なり、お願いなりもして深めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

中屋委員： いろんなことをお願いするとか、ほとんど、こういうふうにある面では努めている、協議をするという、こういう形でもって学校現場と付き合うという、確認ということに対して、いろいろ感もあると思うが、この文章を読んで本当に大変だと思いました。

あなたが言う課題がいっぱい恐ろしいぐらいあって、例えば、出来てない学校がある、弱さがある、整備が弱い、全部そういうふうであって、それを何とかして、いじめというのはこういう理由でいけないということを認識してもらい、取り組んでいってもらうためにご苦労しているということは、つくづく、この文章を見て改めて分かりました。

教育長： 他、委員の皆さん、ご意見ございませんか。よろしいですか。

それぞれ、先ほど委員の皆様方からもご意見等いただきました。大変、多くの資料と、そして、四万十町いじめ調査から見える現状と課題、検証というところについては、また県のほうの検証も含めて、四万十町の現状と課題というところも説明もしていただいたところでございます。今後、こういった検証に基づいて、また取組のほうもしていかなければならないということになるわけでございますけれども、議案第13号 四万十町いじめ防止基本方針の改定について、は決定ということによろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。議案第13号 四万十町いじめ防止基本方針の改定について、は決定をさせていただきます。

本日、議題につきましては以上のとおりでございます、協議事項、報告事項はございません。その他ということで事務局ございますか。

それでは、先ほど私のほうから4番の協議事項、5番の報告事項はないということで申し上げましたが、4番 協議事項 ①携帯・スマホ・ゲームの「安心・安全な使い方」宣言について、追加をさせていただいて、事務局の説明を求めたいと思います。

(事務局より、協議事項 ①携帯・スマホ・ゲームの「安心・安全な使い方」宣言について、説明する。)

教育長： 協議事項ということで追加をさせていただいてということでございます。委員の皆さんのほうからご意見を伺いたいと思います。

大村委員： イラストについては、にぎわい創出課の方が先方に確認をしてるんですね。

林生涯学習課長： はい。

教育長： それと、1点、昨日、校長会のほうで、こういった説明もさせていただいた中で、谷干城のイラストの後ろになるわけですが、それぞれ団体名も記載しておりますが、団体名はまた順番を入れ替えてということになってくるとは思います、その上側に「このルールは」というところで四万十町の標準ルールですと、家族や学校で話し合

って細かいルールを決めましょうという事で、このルールについては、使い方がルールというのはどうだろうかということが校長会で出ておりました。安全・安心、正しい使い方という事を大事にしていくのであって、ルールという表現はどうかという事で校長会の方からも意見が出てあったわけでございます。そういったところについて委員のご意見を伺いたいと思うわけですが。

中屋委員： 校長会の「ルール」という言葉には、カットする前に、新しい文言をここへ付けるということはないんですね。「ルール」という言葉に違和感があるだけで。今後また、校長会が話し合う機会があるんじゃないですか。

教育長： それはないです。

大村委員： これは委員会としては、どういう違和感ですか。

教育長： 委員会では違和感はないわけですが、校長会の方で、こういったルールづくりについて、安全・安心、正しい使い方を身に付け、トラブルに巻き込まれたり、依存症になつたりしないようにしましょうというようなことで、「ルール」という表現自体は別になくてもいいんじゃないか、この表現自体を使うのはどうかというお話があったわけですね。

大村委員： 僕も、違和感を感じます。校長会が言う違和感は、どういう違和感として捉えられたかということの説明してください。

教育長： 校長会としては、ルールという使い方についてはどうかというところで、先ほど言った、安全・安心、正しい使い方を身に付けてトラブルに巻き込まれたり、依存症にならないようにする一つの手立てというところで考えていけたらいいんじゃないかということであったように受け取っています。

大村委員： このルールは、四万十町の標準ルールです。家族や学校で話し合っ、細かいルールを決めましょう。ルールが、3回出てますね。最後の、家族や学校で話し合っ、細かいルールを決めましょうのルールはOKだと思うんです。最初に出てくる二つに違和感を覚えられてるのではないかと想像します。主体がないので、誰がルールと決めただという事がないので、それで、日本語として違和感を感じるんだと思うんです。要するに、ルールというのは誰かが決めて、そのルールに従わない場合は罰則があるというのがルールという言葉の概念なんです。家族や学校で話し合っ、家族でこういうふうに決めましょうねという、罰則とかでないにしろ、基本的にルールという言葉の概念はそうなので、それを最初に「このルール」というふうに、誰が決めたのっという使い方としては違和感があるということだと想像はできます。

例えば、四万十町の教育委員会として考えた標準基準ですみたいな言い回し、委員会としてもそのつもりで書いたんだと思うんです。だけど、日本語としては間違ってるよという事だと思うんです。標準基準ですと書いて、そのあとに家族や学校で話し合っ、それをルール化してくださいねという、そういうことなら違和感はないですよというのが、校長会での話なんだと想像しています。

熊谷教育次長： 校長会での話は、ルールというのが、ストレート過ぎるというニュアンスです。この内容を見たら分かるように、1日何時間までとか、夜何時過ぎたら、空欄にしています。それから、置く場所はどこというように、これは学校や家族で決めてくださいよという間を取って、それを一つの自分のルールとしましょうというようなイメージで作っていると委員会も見ています。

大村委員： 委員会が作ったものも、そういうつもりで作ったんだけど、ストレート過ぎるということはどういう事かという、日本語としてルールという言葉でここでいきなり

持ってくるんじゃないなくて、これはわれわれが考えた標準基準だけれども、ルール化するの各学校だったり、家庭ですよと言いたかったんだと思うので、そういうふうな表現に変えればいいのではないのでしょうか。

教育長 : 最終的には町が作って、それでやってくださいよという形ではないわけです。それぞれ、家族や学校で、話し合っ細かいルールを決めましょう。最終的にはご家庭の方で、これは一つの目安的な、標準基準という事で、その中で最終的には細かいルールについてはご家庭で話をさせていただき、学校で話をさせていただきという形に持っていくためのものという形で認めていただけたらと思います。

大村委員 : ということは、そういうふうには、これは基準ですという、それからルールって、そういう順番での日本語にするべきです。だから、そこは、今おっしゃるようなことでいくなれば、はじめから「このルールは」という言い方というのは、コピーの作り方としては少し違いますよね。

教育長 : ご意見は、他にありますか。

岡林委員 : 一番上で、そこで使用する場合はルールを守るようにしましよと書いていて、下へ来たたら、こういうお約束事があるって、このルールは四万十町の標準ルールですよと書いてある。子どもが見た時に、保育所もお約束事はちゃんと守りましよと子供に指導をしている。ルールというのは、お約束事なんだと子供も分かってるので、ルールは守らなきゃ駄目というのは、お家でもお母さんは子どもに言い聞かす言葉で子供には分かりやすいと思います。

中屋委員 : これは、校長会の総意として、教育委員会としてもう一度考えてみてくださいというわけではないんですよね。もし、変えるのだったら、PTA、連絡協議会、校長会、教育委員会、人権協議会が集まって話し合わないといけなくなる。一部の校長から抗議があるって、校長会として、これ、おかしいので、このままでは文書は配れませんということではないのですよね。

教育長 : 校長会全体として、それを考えて欲しいという事では無しに、私の方から、そういう意見も出ておりましたので、なお、委員会のほうでお話をさせていただきたいと思ひますということにしておひます。

宮崎委員 : 私も大村委員の考えに近いんですが、やっぱり違和感があります。要するに、これは話し合っ、学校、一番大事なのは家庭と、保護者と、それから児童・生徒の話し合ひですよ。これは、ひな形というか、考えられる事例ですよ。ここまで書いたら、事例ですので、町がこうと言っているというもので、あとはルールを考えましよ、あと間へ埋めていくというところになると思ひますが、それはそれで悪くはないかもしれませ。しかし、話し合ひは出来ないと思ひます。

中屋委員 : この文章だと、君たちのことを心配して出したという文章です。だから、結局、それはいろいろな理屈があるとしても、四万十町としての標準、一般的な文章ですよ。

教育長 : そういう形で作った事になります。

中屋委員 : これでも、それほど問題ない。僕は個人的には、この文章はいいと思ひます。

宮崎委員 : 標準と書いてますので、言葉にこだわれば、標準的な一般的な事例というふうには捉えれば、それはそうです。この中で、学校、あるいは家庭でもというところで、それを合っ形にしていって、そこはきちっ守っていくというところにつなげるといふことならばですが、ちよっ言葉として工夫が出来ればした方がいいと思ひます。

大村委員 : 家族でルールを決めて、子供たちにルールを守りましよと、このものの存在というの、そういうふうには使うのに十分役立つだろうというの、みんな共通してると

思います。

今、言っているのは、ここの最初の「このルールは四万十町の標準ルールです」という表現の持っていき方だけの問題なんだと思うんです。それが、ルールという言葉の概念を考えた時に、宮崎委員のおっしゃるように、皆の総意でこれをルールにしましょうねというふうに決めた時点で初めてルールになるんです。それで、岡林委員のおっしゃったような、これはみんなで決めたんだよね、このルールをみんなで守ろうねって言いやすくなるんです。多分、校長先生がおっしゃったのは、ルールという言葉の使い方がちょっと間違っているのではないかということではないか。

中屋委員： その場で、どういう発言をしたのですか。

熊谷教育次長： そういう事だと思います。

中屋委員： 理解出来ない。このルールがなぜいけないのですか。

熊谷教育次長： 最終的には、家族、学校で決めたのがルールになるわけですので、頭ごなしで町がルールというのがきつ過ぎるという意味です。

中屋委員： 四万十町小・中学校という名前が入っているいて、これに校長会は入ってなかったんですか。

熊谷教育次長： 決める時は入っていないです。

中屋委員： この文章を作る時に、後から入れたのが校長会という意味ですか。

教育長： 委員としては入っていただいて、最終的に取りまとめた形のを昨日、校長会のほうへ提出したという事で、詳細な内容については昨日、見ていただいたと思います。

熊谷教育次長： この目的としては、家族や学校で話し合っていて、いじめの基本方針にもありましたように、自主的にというところが大事になると思います。これを基に、君たちできちんとルールを作ってねということ、これを基にというイメージです。そこで、きちんとルールを決めましょうという事で、これは四万十町の標準的・基本的なものです。

教育長： イメージという事で捉えていただいて、先ほど次長がお答えをさせていただいたように、こういうところを委員会も思いを持って作ってきたわけですが、そういったところ、事務局へ任させていただいたら非常にありがたいと思います。それでよろしいですか。

中屋委員： 僕は、よろしくない。

教育長： この中で、ルールという部分で行かさせてもらうようになるかもしれませんが、そのあたりはまた、事務局に一任をいただけたらと思いますが、よろしいですか。

全委員： はい。

教育長： それでは、協議事項を終わらせていただいて、その他ということで、事務局からございませんか。

それでは、平成29年度の卒業式実施日及び地教委参加者一覧ということで、それぞれ日程については先頃の教育委員会のほうで決めさせていただきました。出席についてお諮りをしたいと思います。

(事務局より、その他 ①卒業式の参加についての確認を行った。)

教育長： 卒業式については、そういったことでお願いいたします。

全委員： はい

教育長： その他 報告ということにはなります。

(教育長より、その他 ②県立高等学校の再編と振興に関する地域会の報告を行った。)

教育長 : それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、平成30年2月定例会を閉会したいと思います。

(閉会)

3月の定例委員会予定      平成30年3月6日(火)

教育長 : \_\_\_\_\_

署名人 : \_\_\_\_\_